

第4弾（R3年2月8日～R3年3月7日分）

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第4弾）

【申請受付要項】

【受付期間】

令和3年3月12日（金）から令和3年4月16日（金）まで

【受付方法】

1 申請書類の提出 別表1-1

申請書類の提出は、郵送のみ受付しています。提出の際は、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法でお願いします。（持参による申請は受付しておりません。）

※令和3年4月16日（金）の当日消印有効です。期限を過ぎた申請は、受付できませんので十分ご注意ください。

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※「協力金（第4弾）申請書在中」と朱書きしてください。

※オンラインによる申請受付は行っておりません。

※送料は申請者側でご負担をお願いします。（料金不足の場合は受付できません。）

<宛先>

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県庁 新型コロナウイルス協力金（第4弾）受付係 宛

2 申請に必要な書類の入手方法

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・岐阜県庁のウェブサイトからダウンロード

(<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/128432.html>)

- ・県事務所の振興防災課（総合庁舎内）
- ・市町村役場の所定の窓口 別表2

【お問合せ先】

○岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第4弾）の相談窓口

（コールセンター）

電話番号：058-272-8192

受付時間：9時00分～17時00分

従前(要請前)の営業終了時間が21時(午後9時)までの 店舗の方への注意事項

従前の営業時間が5時から21時までの店舗については、3月1日～7日分は申請対象ではありませんのでご注意ください。

申請書作成の際には、様式1の申請額記入欄に注意して作成をお願いします。

※協力金事務局では過去申請分との整合性を確認させていただいておりますので、誤りのないように作成をお願いします。

様式1 2 協力金支給申請額欄 **ア**の欄のみ記入してください。

2 協力金支給申請額				
該当する申請店舗数・申請金額をご記入ください。(下記ア～カの店舗は重複しません)				
ア	R3. 2/8～2/28 (21日間)		× 126万円 =	万円
イ	R3. 3/1～3/7 (7日間)		× 28万円 =	万円
ウ	R3. 2/8～3/7 (28日間)		× 154万円 =	万円

第4弾（R3年2月8日～R3年3月7日分）

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第4弾） 申請受付要項

令和3年3月12日

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本県が「緊急事態措置を実施すべき区域」に指定されたことに伴い飲食店全般に営業時間短縮要請等の強化が図られておりましたが、令和3年3月1日から緊急事態措置を実施すべき区域から除外されたことにより、3月7日まで新たに要請内容が下記のとおり変更されました。

対象店舗の皆様におかれましては、期間終了後においても感染防止策の徹底等に引き続きご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

■要請対象

◇令和3年2月8日（月）～令和3年2月28日（日）（緊急事態措置区域指定期間）

【要請内容】営業時間を5：00から20：00までの間に短縮
（酒類の提供は11：00から19：00まで）

【要請期間】令和3年2月8日（月）～令和3年2月28日（日）（21日間）

【要請対象】岐阜県内において従前から継続して20：00から5：00までの時間帯に営業を行っている下記の店舗

- ①飲食店：飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店（宅配、テイクアウトサービスを除く）
- ②遊興施設等：バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けて営業している店舗（ネットカフェ、マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く。）

【協力金】要請の全期間、営業時間の短縮を実施した店舗に対し、1店舗あたり126万円（6万円／日換算）を支給

◇令和3年3月1日（月）～令和3年3月7日（日）

【要請内容】営業時間を5：00から21：00までの間に短縮
（酒類の提供は11：00から20：00まで）

【要請期間】令和3年3月1日（月）～令和3年3月7日（日）（7日間）

【要請対象】岐阜県内において従前から継続して21：00から5：00までの時間帯に営業を行っている下記の店舗

- ①飲食店：飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店（宅配、テイクアウトサービスを除く）
- ②遊興施設等：バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けて営業している店舗（ネットカフェ、マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く。）

【協力金】要請の全期間、営業時間の短縮を実施した店舗に対し、1店舗あたり28万円（4万円／日換算）を支給

◎具体的な申請要件等は次ページ以降をご覧ください。

協力金（第4弾）の申請について

要請に応じて対象の全期間、営業時間の短縮に全面的にご協力いただいた事業者に対して新たに協力金を支給します。（時間短縮による補償金として支給するものではありません。）

本協力金の申請にあたっては、各区分に従い、対象店舗が次の㉠、㉡、㉢のいずれか及び㉣の申請要件全てに該当する必要がありますので、十分ご注意ください。

- ㉠ 令和3年2月8日（月）から令和3年2月28日（日）までの要請にご協力いただいた店舗の申請要件（緊急事態措置区域指定期間）
- ㉡ 令和3年3月1日（月）から令和3年3月7日（日）までの要請にご協力いただいた店舗の申請要件
- ㉢ 令和3年2月8日（月）から令和3年3月7日（日）までの要請にご協力いただいた店舗の申請要件（緊急事態措置区域指定期間+3/1~3/7の期間）
- ㉣ 上記㉠、㉡、㉢のいずれの店舗にも共通の申請要件

協力金（第4弾）申請要件

- ㉠. 令和3年2月8日（月）から2月28日（日）までの要請にご協力いただいた店舗の申請要件（緊急事態措置区域指定期間）

【対象期間】 令和3年2月8日（月）～令和3年2月28日（日）（21日間）

【対象業種】 ①岐阜県内に所在する「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を受けて営業している飲食店
②遊興施設等のうち、食品衛生法の「飲食店営業許可」を受けて営業している店舗

【対象要件】 営業時間を5：00から20：00までの間に短縮
（酒類の提供は11：00から19：00まで）

○岐阜県内に所在する飲食店、遊興施設等であること。

- ・飲食店：飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配、テイクアウトサービスは除く。）
- ・遊興施設等：バー、カラオケボックス等の店舗（ネットカフェ、まんが喫茶等宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く。）

※業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることが必要です。

※コンビニ等のイートインスペース、テイクアウト、デリバリー、キッチンカー、露店営業、自動販売機等により飲食提供をする店舗等については引き続き対象外です。

○従前（要請前）から継続して20：00を越えて5：00までの時間帯に営業を行っている飲食店、遊興施設等であること。

○令和3年2月8日（月）0：00から令和3年2月28日（日）24：00までにおいて、営業時間の短縮要請（酒類の提供は11：00から19：00まで）に全面的にご協力いただいた事業者であること。

※全面的とは上記対象期間の全てにおいて、岐阜県内所在店舗の営業時間の短縮にご協力いただくことをいいます。なお、対象事業者が対象期間内において終日対象店舗を

休業した場合も対象となります。

※営業時間の短縮要請とは、「20：00から5：00までの休業を要請すること」を言います。ただし、令和3年2月28日（日）は24：00までの要請になります。

※営業時間短縮要請期間より前に開業しており、継続的に営業している実態が明らかに確認できる事業者であることが必要です。

※法人と個人を問わず重複して同じ店舗の申請をすることは、全て不支給となる場合があります。

①. 令和3年3月1日（月）から3月7日（日）までの要請にご協力いただいた店舗の申請要件

【対象期間】 令和3年3月1日（月）～令和3年3月7日（日）（7日間）

【対象業種】 ①岐阜県内に所在する「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を受けて営業している飲食店

②遊興施設等のうち、食品衛生法の「飲食店営業許可」を受けて営業している店舗

【対象要件】 営業時間を5：00から21：00までの間に短縮（酒類の提供は11：00から20：00まで）

○岐阜県内に所在する飲食店、遊興施設等であること。

- ・飲食店：飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配、テイクアウトサービスは除く。）
- ・遊興施設等：バー、カラオケボックス等の店舗（ネットカフェ、まんが喫茶等宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く。）

※業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることが必要です。

※コンビニ等のイートインスペース、テイクアウト、デリバリー、キッチンカー、露店営業、自動販売機等により飲食提供をする店舗等については引き続き対象外です。

○従前（要請前）から継続して21：00を越えて5：00までの時間帯に営業を行っている飲食店、遊興施設等であること。

○令和3年3月1日（月）0：00から令和3年3月7日（日）24：00までにおいて、営業時間の短縮要請（酒類の提供は11：00から20：00まで）に全面的にご協力いただいた事業者であること。

※全面的とは上記対象期間の全てにおいて、岐阜県内所在店舗の営業時間の短縮にご協力いただくことをいいます。なお、対象事業者が対象期間内において終日対象店舗を休業した場合も対象となります。

※営業時間の短縮要請とは、「21：00から5：00までの休業を要請すること」を言います。ただし、令和3年3月7日（日）は24：00までの要請になります。

※営業時間短縮要請期間より前に開業しており、継続的に営業している実態が明らかに確認できる事業者であることが必要です。

※法人と個人を問わず重複して同じ店舗の申請をすることは、全て不支給となる場合があります。

㊦. 令和3年2月8日（月）から令和3年3月7日（日）までの要請にご協力いただいた店舗の申請要件（緊急事態措置区域指定期間+3/1～3/7の期間）

【対象期間】 令和3年2月8日（月）～令和3年3月7日（日）（28日間）

【対象業種】 ①岐阜県内に所在する「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を受けて営業している飲食店
②遊興施設等のうち、食品衛生法の「飲食店営業許可」を受けて営業している店舗

【対象要件】 ㊦の期間（令和3年2月8日（月）～令和3年2月28日（日））

・ 営業時間を5：00から20：00までの間に短縮
（酒類の提供は11：00から19：00まで）

①の期間（令和3年3月1日（月）～令和3年3月7日（日））

・ 営業時間を5：00から21：00までの間に短縮
（酒類の提供は11：00から20：00まで）

◎対象期間で要請内容が変わります。

○岐阜県内に所在する飲食店、遊興施設等であること。

- ・ 飲食店：飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配、テイクアウトサービスは除く。）
- ・ 遊興施設等：バー、カラオケボックス等の店舗（ネットカフェ、まんが喫茶等宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設を除く。）

※業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることが必要です。

※コンビニ等のイートインスペース、テイクアウト、デリバリー、キッチンカー、露店営業、自動販売機等により飲食提供をする店舗等については引き続き対象外です。

※法人と個人を問わず重複して同じ店舗の申請をすることは、全て不支給となる場合があります。

○従前（要請前）から継続して21：00を越えて5：00までの時間帯に営業を行っている飲食店、遊興施設等であること。

<㊦の期間（令和3年2月8日（月）～令和3年2月28日（日））>

○令和3年2月8日（月）0：00から令和3年2月28日（日）24：00までにおいて、営業時間の短縮要請（酒類の提供は11：00から19：00まで）に全面的にご協力いただいた事業者であること。

※全面的とは上記対象期間の全てにおいて、岐阜県内所在店舗の営業時間の短縮にご協力いただくことをいいます。なお、対象事業者が対象期間内において終日対象店舗を休業した場合も対象となります。

※営業時間の短縮要請とは、「20：00から5：00までの休業を要請すること」を言います。

※営業時間短縮要請期間より前に開業しており、継続的に営業している実態が明らかに確認できる事業者であることが必要です。

<①の期間（令和3年3月1日（月）～令和3年3月7日（日））>

○令和3年3月1日（月）0：00から令和3年3月7日（日）24：00までにおいて、営業時間の短縮要請（酒類の提供は11：00から20：00まで）に全面的にご協力

いただいた事業者であること。

注) ㉑期間からの変更点(その他の要請内容は㉑期間と同じ)

※営業時間の短縮要請とは、「21:00から5:00までの休業を要請すること」を言います。ただし、令和3年3月7日(日)は24:00までの要請になります。

㊦. ㉑、㉒、㉓のいずれの店舗にも共通の申請要件

- 申請者が岐阜県内に所在する店舗の営業時間・営業内容等運営について決定権限を有する者であること。
- 接待を伴う飲食店、カラオケ店、及びライブハウスについては、感染防止対策マニュアルを作成し、その確認を受けていること。
- 岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第1弾)から(第3弾)までの申請において、虚偽・不正申請等が無いこと。
- 暴力団、暴力団等の反社会的勢力に属する者及び代表者又は役員が暴力団等となっている法人でないこと、また、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。
- 令和3年2月8日から支給決定の日までの間に新型コロナウイルス感染症のクラスターが発生した店舗のうち、当該店舗において新型コロナウイルス感染症の感染が拡大したと知事が認めるものを運営する個人又は法人等でないこと。
- 業種別ガイドライン及び「コロナ社会を生き抜く行動指針」を遵守のうえ、「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」を取得、掲示していること。

協力金（第4弾）支給額

■支給額

- ㉞. 令和3年2月8日（月）から令和3年2月28日（日）までの期間のみ時短要請にご協力いただいた店舗

【対象業種】岐阜県内に所在する飲食店、遊興施設等

【金額】1店舗あたり126万円を支給

※2月8日～2月28日（21日間）×6万円／日換算＝126万円

※様式1 2 協力金支給申請額 ㉞の欄に記入してください。

2 協力金支給申請額		該当する申請店舗数・申請金額をご記入ください。(下記㉞～㉟の店舗は重複しません)		
営業時間短縮期間別	申請店舗数	申請金額	申請金額	申請金額
㉞ R3. 2/8～2/28 (21日間)		× 126万円 =		万円
㉟ R3. 3/1～3/7 (7日間)		× 28万円 =		万円
㊱ R3. 2/8～3/7 (28日間)		× 154万円 =		万円

- ㉟. 令和3年3月1日（月）から令和3年3月7日（日）までの期間のみ時短要請にご協力いただいた店舗

【対象業種】岐阜県内に所在する飲食店、遊興施設等

【金額】1店舗あたり28万円を支給

※3月1日～3月7日（7日間）×4万円／日換算＝28万円

※様式1 2 協力金支給申請額 ㉟の欄に記入してください。

営業時間短縮期間別		申請店舗数	申請金額	申請金額
㉞ R3. 2/8～2/28 (21日間)		× 126万円 =		万円
㉟ R3. 3/1～3/7 (7日間)		× 28万円 =		万円
㊱ R3. 2/8～3/7 (28日間)		× 154万円 =		万円

- ㊱. 令和3年2月8日（月）から令和3年3月7日（日）までの時短要請にご協力いただいた店舗

【対象業種】岐阜県内に所在する飲食店、遊興施設等

【金額】1店舗あたり154万円を支給

※ア期間：2月8日～2月28日（21日間）×6万円／日換算＝126万円

イ期間：3月1日～3月7日（7日間）×4万円／日換算＝28万円

ア期間＋イ期間＝154万円

※様式1 2 協力金支給申請額 ㊱の欄に記入してください。

㊱ R3. 2/8～3/7 (28日間)		× 154万円 =		万円
合計				万円

申請手続

■申請受付期間

令和3年3月12日（金）～令和3年4月16日（金）

※令和3年4月16日（金）の消印有効です。期限を過ぎた申請は受付できませんので、十分ご注意ください。

■申請方法

申請書類の提出は、郵送でのみ受付します。

提出の際は、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法でお願いします。なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から、持参による申請は受付していません。

<宛先>

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県庁 新型コロナウイルス協力金（第4弾）受付係 宛

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※「協力金（第4弾）申請書在中」と朱書きしてください。

※オンラインによる申請受付は行っていません。

※送料は申請者側でご負担をお願いします。料金不足の場合は返送されますので、ご注意ください。

■申請に必要な書類

別表1-1に示す書類で該当するもの全てを添付し申請してください。なお、提出書類はA4サイズに統一してください。

※様式1～4は、インク又はボールペンで記載してください。（修正液、修正テープ等での訂正は不可。消せるボールペンは使用不可。）

※別表1-2についてもチェックを記入のうえ、別表1-2（チェック表）も一緒に提出してください。

※店舗ごとに申請・添付書類は異なりますので、ご注意ください。

※必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。

※申請書類の返却はいたしません。

■申請書類の入手方法

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・岐阜県庁のウェブサイトからダウンロード
- ・県事務所の振興防災課（総合庁舎内）
- ・市町村役場の所定の窓口（別表2）

■その他注意事項

- ・複数店舗を運営される事業者の方については、複数店舗分まとめて1つの申請としてください。

協力金の支給について

■協力金の支給

申請書の審査が終了したのから順次支給します。

■支給決定に係る通知等

申請書類の審査の結果、本協力金を支給する旨の決定をしたときは、協力金のお支払いをもって通知に代えさせていただきます。(別途通知はしません。)

申請書類の審査の結果、本協力金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給決定通知を発送いたします。

■支給決定の取り消し

本協力金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等を確認した場合は、本協力金の支給決定を取り消します。既に支給済みの場合、申請者は、協力金を返還のうえ、協力金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金（協力金の額に年率 10.95%の割合で計算した額）を併せて納付していただきます。

■現地確認等について

申請いただいた店舗が申請要件に該当しているか確認するため現地確認をさせていただく場合があります。

現地確認にご協力いただけない場合や、現地確認の結果不正が確認されたり、提出いただいた資料が偽造と認められる場合、申請要件への該当性が判断できない場合等は不支給とさせていただきます。

■不正等について

次のような虚偽申請等があった場合は、不支給となる場合があります。

- ・要請している時間を越えて客を滞在させて営業しているにも関わらず、時短要請に応じたように偽る。
 - ・既に廃業しているにも関わらず営業実態があるように偽る。
 - ・通常の営業終了時刻が時短要請時間内であるにも関わらず、表示を差し替えるなど対象事業者のように偽る。
 - ・飲食店等を運営する事業者でないにも関わらず、対象事業者を装い申請する。
- なお、以下の場合も不支給とさせていただく場合がありますので、予めご了承ください。
- ・誓約書に誓約した内容に偽りや違反があった場合
 - ・一つの店舗について複数の申請を提出した場合 など

※申請内容に不正があった場合など必要がある場合には、協力金の支給を受けた事業者名、対象店舗などの情報を公表することがあります。

その他

■問い合わせ先

本協力金の申請等に関する質問は、以下の相談窓口にお問い合わせください。

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第4弾）相談窓口（コールセンター）
電話番号：058-272-8192 受付時間：9:00～17:00

■協力金の課税の取扱いについて

支給された協力金については、事業所得等に区分されるものであるため、所得税等の課税対象となります。

申請書類について

※これらの書類はA4サイズに統一してください。(下記1～4は申請者で1部、5～11は店舗ごと作成) また、すべての書類のコピーを取り、申請者控えとして保管してください。

1 岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第4弾）支給申請書（様式1）

※複数店舗を運営される事業者の方については、複数店舗分まとめて1つの申請としてください。交付申請額は合計金額まで記入してください。金額等記載間違いがある場合は事務局で修正させていただきます。

※申請日は必ず記入してください。

※振込先口座は必ず申請者名義の口座を指定してください。法人の場合は当該法人口座に、個人事業者の場合は当該申請者本人の口座に限ります。

※2ページ目下段には、金融機関名、口座名義人、口座番号、支店名が分かるように通帳の写し（表紙をめくった見開きページ全体等）を貼付してください。なお、第1～3弾協力金を申請された方も再度提出をお願いします。

※別表1-2の各欄の該当する項目全てにチェックが入ったことを確認し、別表1-2も同封のうえ提出してください。

2 誓約書（様式4）

※日付は必ず記入してください。

※誓約書の最下部にある日付、所在地（個人事業主は自宅住所）、申請事業者名、代表者役職・氏名欄は、必ず自署でお願いします。法人においてゴム印を使用する場合は、登録された法人代表者印も必ず押印してください。

3 営業活動を行っていることがわかる書類

・直近の確定申告書（第一表、第二表）の写し

（法人の場合は法人税申告書別表一（各事業年度の所得に係る申告書）の写し）

※確定申告書の写しは、税務署に提出した直近の確定申告書を提出してください。

【法人】最新の事業年度分 【個人事業者】令和元年分、令和2年分のいずれかなお、税務署の受付印または税理士等の証明印があるものを提出してください。

※電子申告（e-Tax）で提出した場合は、受信通知の写し（電子申告申請等完了報告書）と申告書（第一表・第二表）の写しの2点を提出してください。

※新規開業のため決算期末到来で確定申告書の作成が無い場合は、個人においては開業届の写し、法人においては法人設立届の写しを提出してください。（いずれも税務署に提出し、受付印又は受付番号のあるもの）

※確定申告書の写しを提出いただく際は、マイナンバー記載欄を見えないように黒塗りにしてください。

4 本人確認書類（個人の場合のみ提出）（いずれか1つ）

・運転免許証の写し（申請者の住所と一致していること）

・健康保険証の写し（申請者の住所と一致していること）

・マイナンバーカードの表面（裏面は提出しないこと）等

※必ず申請者のものを提出してください。

※個人番号が記載されたものは、個人番号部分は消して提出してください。

※A4用紙にコピーして、そのまま提出してください。

<p>5 営業時間短縮等を実施した店舗（様式2）</p> <p>※様式2は、<u>1店舗につき1枚</u>作成してください。複数の店舗を申請する場合は、必要に応じてこの様式をコピーして作成してください。</p> <p>※時間短縮の前後の営業期間と時間は、<u>漏れなく記入</u>してください。 （2月8日～2月28日、3月1日～3月7日それぞれ）</p> <p>※時間短縮等の状況を記載の後、様式3（2枚目）に実施状況を証する写真等を期間ごとに貼付し、作成してください。</p> <p>※最下段には3月8日以降の通常営業時間を記入してください。</p> <p>※様式3との整合性を確認してください。</p>
<p>6 申請する店舗ごとの直近1週間程度の外景・内景の写真（様式3の1枚目）</p> <p>※外景写真は、店舗名や屋号等が分かる写真としてください。</p> <p>※内景写真は、店舗内（客席まで）全体が分かる写真としてください。</p> <p>※この様式は、店舗ごとに作成してください。</p>
<p>7 営業時間短縮、休業等の状況がわかるもの（様式3の2枚目）</p> <p>※通常営業時間及び店頭にて時間短縮等のお知らせを告知した写真等を添付してください。</p> <p>※営業時間短縮前の写真は、通常営業時間が分かる写真等としてください。（店頭看板、WEBサイト写し等）</p> <p>※営業時間短縮後の写真は、時間短縮を告知したことが分かる写真としてください。（WEBサイト写し、営業時間短縮をお知らせするチラシ等）</p> <p>※この様式は、店舗ごとに作成してください。なお必要に応じて様式をコピーして作成してください。</p> <p>※様式2の営業期間や時間との整合性を確認してください。</p>
<p>8 関連書類（酒類の提供を行う飲食店のみ。）</p> <p>・酒類の提供を11:00～19:00（又は11:00～20:00）としたことを証明するもの（店内告知写真等）（様式3の3枚目）</p> <p>※2月8日（月）～2月28日（日）の要請については酒類の提供を11:00～19:00としたことを証明するもの、3月1日（月）～3月7日（日）の要請については酒類の提供を11:00～20:00としたことを証明するものを添付してください。</p> <p>※酒類の提供時間告知写真について、来店客に分かるように掲示していることが明瞭に分かるよう、その部分を含めて全体を撮影のうえ提出してください。</p>
<p>9 関連書類（時短要請期間中の営業実態）（様式3の4枚目）</p> <p>・直近3カ月（1～3月程度）の経理帳簿（現金出納簿）等</p> <p>※時短要請期間中に営業時間を短縮して営業した際の直近営業実績（売上明細及び経費支出が分かる出納簿等）の写しを添付してください。</p> <p>※継続申請の方も時短要請から一定期間経過しておりますので、令和3年1月から3月までの帳簿等の写しを提出してください。</p>

10 関連書類（感染拡大予防等について）（様式3の5枚目）

（1）感染拡大予防に向けた各種ガイドライン等に基づく感染防止対策

※ガイドライン等の内容確認及び店舗の感染防止対策を実施した上で、各項目にチェックを入れてください。なお、3つ全てにチェックが入らない場合は支給できませんのでご注意ください。

（2）「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」を取得し掲示していることを証明するもの

※ステッカー入手後、お客様に分かるように店舗に掲示のうえ、その様子が明瞭に分かるよう全体を撮影したものを提出してください。

（3）感染防止対策マニュアル（新たに作成する場合のみ）

※接待を伴う飲食店、カラオケ、ライブハウスに該当する場合のみ提出が必要です。

※「今回提出します。」にチェックが入った事業者は同封でも、別途郵送いただいても構いません。

※既に岐阜県感染症対策調整課に提出されている場合は提出の必要はありません。

11 業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることがわかる書類

※要請の全期間中に有効な飲食店営業許可書又は喫茶店営業許可書の写し（必須）、その他風俗営業の許可証の写し等営業に必要な許可書があれば、その写しを提出してください。

申請必要書類 一覧チェック表

※本チェック表も提出してください。(本表で提出を要しない書類でも、追加で提出をお願いすることがあります。)

< 1. 申請者ごとに必要な書類 >

申請書及び添付書類	継続申請の方	新規申請の方
	2列のうちいずれか1つに☑チェック→ ↓ 下記にチェック	<input type="checkbox"/>
1 岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 (第4弾) 支給申請書 (様式1)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 誓約書 (様式4)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 営業活動を行っていることがわかる書類 ・直近の確定申告書 (第一表、第二表) の写し等	—	<input type="checkbox"/>
4 本人確認書類 (個人の場合のみ提出)	—	<input type="checkbox"/>

< 2. 1店舗ごとに必要な書類 >

5 営業時間短縮等を実施した店舗 (様式2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6 申請する店舗ごとの直近1週間程度の外景・内景の写真 (様式3の1枚目)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7 営業時間短縮、休業等の状況がわかるもの (様式3の2枚目)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8 関連書類 (酒の提供を行う飲食店のみ) 酒類の提供を11:00から19:00または20:00までとしたことを証明するもの (店内告知写真等) (様式3の3枚目) ※全期間休業の場合不要	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9 営業活動を行っていることがわかる書類 (様式3の4枚目) ・直近3カ月 (1~3月) 程度の経理帳簿 (現金出納簿等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10 感染拡大予防等について (様式3の5枚目) ステッカー取得し掲示していることを証明する写真	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
11 業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることがわかる書類 ※要請期間中に有効な許可証の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
12 感染防止対策マニュアル (今回新たに作成する場合のみ) 注) 接待を伴う飲食店、カラオケ、ライブハウスに該当する場合のみ提出が必要です。	—	<input type="checkbox"/>

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第4弾）市町村申請書配布窓口一覧

市町村名	申請書配布窓口	配布窓口開設時間（平日）	土日祝日の対応	市町村名	申請書配布窓口	配布窓口開設時間（平日）	土日祝日の対応			
岐阜市	経済部労政・経営支援課	8:45~17:30	×	飛騨市	商工観光部商工課	8:30~17:15	×			
	北部事務所									
	西部事務所									
	南部東事務所									
	東部事務所									
	日光事務所									
	南部西事務所									
大垣市	柳津地域事務所	8:30~17:15	×	郡上市	商工観光部商工課	8:30~17:15	×			
	経済部商工観光課									
	上石津地域事務所									
墨俣地域事務所										
高山市	新型コロナウイルス総合窓口 (市役所本庁舎2階203会議室)	9:00~17:00	×		下呂市			観光商工部商工課	8:30~17:15	×
	多治見市	多治見市役所本庁舎	9:00~17:00	×		萩原振興事務所				
経済部産業観光課										
多治見商工会議所										
関市	笠原町商工会	8:30~17:15	○ (日直対応)	海津市		産業課	8:30~18:15	○ (宿日直対応)		
	産業経済部商工課									
中津川市	商工観光部商業振興課	8:30~17:15	×		関ヶ原町	地域振興課			8:30~17:15	×
	政策推進部政策推進課									
	市民福祉部健康医療課									
	山口総合事務所									
	坂下総合事務所									
	川上総合事務所									
	加子母総合事務所									
	付知総合事務所									
	福岡総合事務所									
	蛭川総合事務所									
	苗木事務所									
	坂本事務所									
	落合事務所									
阿木事務所										
神坂事務所										
美濃市	産業振興部産業課	8:30~17:15	×	池田町	建設部産業課	8:30~17:15	×			
瑞浪市	経済部商工課	8:30~17:15	×	北方町	総務課	8:30~17:15	○ (日直対応)			
	※各コミュニティーでも配布									
羽島市	産業振興部商工観光課	8:30~17:15	○ (夜間休日窓口)	坂祝町	企画課	8:30~17:15	×			
恵那市	商工観光部商工課	8:30~17:15	×	富加町	産業環境課	8:30~17:15	×			
美濃加茂市	産業振興部産業振興課	8:30~17:15	×	川辺町	産業環境課	8:30~17:15	×			
土岐市	地域振興部産業振興課	8:30~17:15	○ (守衛対応)	七宗町	企画課	8:30~17:15	×			
				八百津町	地域振興課商工振興係	8:30~17:15	×			
各務原市	産業活力部商工振興課	8:30~17:15	×	白川町	企画課商工観光係	8:30~17:15	○ (日直対応)			
可児市	観光経済部産業振興課	8:30~17:15	×	東白川村	地域振興課	8:30~17:15	×			
山県市	まちづくり・企業支援課	8:30~17:15	×	御嵩町	まちづくり課	8:30~17:15	○ (当直室(終日))			
	穂積庁舎企画部市民協働安全課	8:30~17:15	×	白川村	観光振興課	8:30~17:15	○ (宿日直対応)			
瑞穂市	巢南庁舎商工農政観光課	8:30~17:15	×							

第4弾 (R3年2月8日~R3年3月7日分)

様式1

年 月 日

岐阜県知事 様

	第2弾	第3弾	所在地 (法人は本社所在地・個人は主たる店舗所在地)	〒	
協力金 申請有無	有・無	有・無		フリガナ	
上記「有」 の場合、申 請済店舗数	店	店	申請事業者名	名称	
事務局記入欄			押印：個人事業者は 自署の場合不要。法 人は登録された代表 者印（法人の実印）	代表者役職	
第2弾番号	支・不			フリガナ	
第3弾番号	支・不			(代表者)氏名 印	

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第4弾）支給申請書

次のとおり岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 申請者

申請者の 種別 (いずれ か選択)	<input type="checkbox"/>	法人	法人番号 (13桁)								
	<input type="checkbox"/>	個人 事業者	個人事業者の 自宅住所(上記 所在地と異なる 場合)(※1)	〒							
			生年月日 (西暦)	年	月	日生					
担当者名 及び日中 の連絡先 (※2)	所 属 部 署		フリガナ								
	連 絡 先		氏 名								
			TEL/携帯番号		— —						

※1) 本人確認書類と同じ住所を記入ください。

※2) 法人及び個人事業主いずれも本申請に関して問合せ対応できる方をご記入ください。

2 協力金支給申請額

該当する申請店舗数・申請金額をご記入ください。(下記㉞~㉟の店舗は重複しません)

営業時間短縮期間別	申請店舗数	申請金額
㉞ R3. 2 / 8 ~ 2 / 2 8 (21 日間)	×	1 2 6 万円 = 万円
㉟ R3. 3 / 1 ~ 3 / 7 (7 日間)	×	2 8 万円 = 万円
㊱ R3. 2 / 8 ~ 3 / 7 (28 日間)	×	1 5 4 万円 = 万円
合 計		万円

※以下事務局確認欄のため記載不要

㉞支給対象店舗数	店	交付決定額	万円
㉟支給対象店舗数	店	交付決定額	万円
㊱支給対象店舗数	店	交付決定額	万円

3 振込先（通帳等に記載のとおり正確に記入してください。）

金融機関名	銀行・金庫・組合・農協・漁協						
支店名	本店・支店・出張所・本所・支所 ※ゆうちょ銀行の場合は3桁の店番を記載						
預金種類 (該当に○)	1 普通	2 当座	3 納税準備	4 貯蓄			
口座番号							
(フリガナ) 口座名義人						

※口座番号が6桁以下の場合、始めに「0」を記載してください。

※必ず申請者名義の口座を指定してください。（申請者が法人の場合は当該法人、個人事業者の場合は当該個人の口座に限ります。）

下記に**通帳の写し（表紙をめくった見開きページ全体）**を貼り付けてください。

通帳の写し貼付欄

第4弾 (R3年2月8日~R3年3月7日分)

本表は、1店舗につき1枚作成してください。複数店舗を有する場合は、必要店舗分をコピーして作成してください。

営業時間短縮等を実施した店舗

様式2

申請事業者名：

店 舗 名								
店舗の所在地		〒	—	市	町	番地	号	
営業時間及び酒類の提供	短縮等前（従前）の営業時間及び酒類の提供有無（※1）	従前営業時間 AM・PM 時 分～ AM・PM 時 分 酒類の提供の有無 <input type="checkbox"/> 有（※2） <input type="checkbox"/> 無し ↓ Q. 対象期間全てにおいて、11:00～19:00（3/1～3/7は20:00まで）の間へ酒類の提供時間を短縮（休業、営業時間の短縮、終日酒類を提供しない場合を含む）しましたか？ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ					これまでの時短実績（※4）	
	2/8～2/28の短縮等期間中（短縮後）の営業時間及び酒類の提供時間（※3） <u>（㊦又は㊧の店舗）</u>	月 日 ～ 月 日	営業時間 AM・PM 時 分～ AM・PM 時 分 （うち酒類の提供時間AM・PM 時 分～AM・PM 時 分）				<input type="checkbox"/> 時短 / <input type="checkbox"/> 休業	
	3/1～3/7の営業時間及び酒類の提供時間 <u>（㊨又は㊩の店舗）</u>	月 日 ～ 月 日	営業時間 AM・PM 時 分～ AM・PM 時 分 （うち酒類の提供時間AM・PM 時 分～AM・PM 時 分）				<input type="checkbox"/> 時短 / <input type="checkbox"/> 休業	
	3/8以降の通常営業時間（※5）	営業時間 AM・PM 時 分～AM・PM 時 分（現在休業中。再開予定日 月 日）						

- ※1 店舗ごとに短縮等前の営業時間帯を記入してください。また、それを証明する資料を添付してください。
- ※2 酒類を提供している飲食店等の場合は、様式3（3枚目）を提出してください。（全期間休業の場合を除く）
- ※3 店舗ごとに短縮等期間中の営業時間帯（酒類の提供時間）を記入してください（定休日は記載不要）。また、それを証明する資料を添付してください。
- ※4 第2弾、第3弾時点において実施した営業時間短縮の状況について、それぞれいづれかにチェックしてください。
- ※5 現在も休業している場合は、再開後に予定している営業時間を記載のうえ、右に再開予定日（現在休業中。再開予定日）を記入してください。

第4弾 (R3年2月8日~R3年3月7日分)

様式3 (1枚目)

店舗名

※様式2の店舗名と記載を合わせてください。

注意：この用紙にとれないように資料・写真等をのり付けして添付してください。

貼り切れない場合は必要に応じコピーして作成してください。

複数店舗を有する場合は、店舗ごとそれぞれ作成してください。

1 外景写真（屋号等わかるもの）

2 内景写真（内部全体がわかるように撮影したもの）

しっかりのり付けしてください。

(A4プリントの場合は、そのまま本紙とともに
ホッチキス止めしてください)

しっかりのり付けしてください。

(A4プリントの場合は、そのまま本紙とともに
ホッチキス止めしてください)

第4弾 (R3年2月8日~R3年3月7日分)

様式3 (2枚目)

店舗名

※様式2の店舗名と記載を合わせてください。

注意：この用紙にとれない様に写真等をのり付けして添付してください。

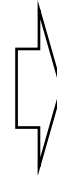
貼り切れない場合は必要に応じコピーして作成してください。

複数店舗を有する場合は、店舗ごとそれぞれ作成してください。

3 営業時間短縮前 (通常営業時間がわかる写真等)

しっかりのり付けしてください。

(A4プリントの場合は、そのまま本紙とともに
ホッチキス止めしてください)



4 営業時間短縮後 (告知がわかる写真等)

しっかりのり付けしてください。

(A4プリントの場合は、そのまま本紙とともに
ホッチキス止めしてください)

第4弾 (R3年2月8日~R3年3月7日分)

様式3 (3枚目)

店舗名

※様式2の店舗名と記載を合わせてください。

注意：この用紙にとれない様に写真等をのり付けして添付してください。

貼り切れない場合は必要に応じコピーして作成してください。

複数店舗を有する場合は、店舗ごとそれぞれ作成してください。

- 5 酒類の提供を2月8日(月)から2月28日(日)までは11:00から19:00までとしたことを、3月1日(月)から3月7日(日)までは11:00から20:00までとしたことを証明するもの(店内告知写真等)

しっかりのり付けしてください。

(A4プリントの場合は、そのまま本紙とともに
ホッチキス止めしてください)

しっかりのり付けしてください。

(A4プリントの場合は、そのまま本紙とともに
ホッチキス止めしてください)

第4弾 (R3年2月8日~R3年3月7日分)

様式3 (4枚目)

店舗名

※様式2の店舗名と記載を合わせてください。

注意：この用紙にとれない様に帳簿等の写しを添付してください。

貼り切れない場合は必要に応じコピーして作成してください。

複数店舗を有する場合は、店舗ごとそれぞれ作成してください。

6 直近3カ月（1～3月）程度の経理帳簿（現金出納簿等）の写しを、この様式と一緒にとじて提出してください。

1月から3月の経理帳簿の写し

そのまま本紙とともにホッチキス止めしてください

第4弾 (R3年2月8日~R3年3月7日分)

様式3 (5枚目)

感染拡大予防等について

店舗名

※様式2の店舗名と記載を合わせてください。

注意：この用紙にとれない様に写真等をのり付けして添付してください。
貼り切れない場合は必要に応じコピーして作成してください。
複数店舗を有する場合は、店舗ごとそれぞれ作成してください。

7 感染拡大予防に向けた各種ガイドライン等に基づく感染防止対策の実施状況

※次の全てにチェックが無い場合は支給されません。

- 各業種別ガイドラインに基づく感染防止対策を実施しています。
- コロナ社会を生き抜く行動指針を遵守しています。
- 「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」を取得し掲示しています。

8 「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」を取得していることを証明するもの（店頭・店内にステッカーを掲示している写真等）

しっかりのり付けしてください。

(A4プリントの場合は、そのまま本紙とともに
ホッチキス止めしてください)

9 感染防止対策マニュアルの提出

(1) 当該店舗は、接待を伴う飲食店
(キャバクラ・ホストクラブ等)・カラオケ店・
ライブハウスの店舗ですか？

はい (右欄も回答をお願いします)

いいえ (右欄の回答は必要ありません)

(2) その店舗は感染防止対策マニ
ュアルを提出していますか？

はい

今回提出します。

第4弾 (R3年2月8日~R3年3月7日分)

様式4

岐阜県知事 様

誓約書

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第4弾)の交付申請にあたり、次のとおり誓約します。

1. 申請書様式2に記載の各店舗において、該当する営業時間短縮要請の全ての期間に営業時間短縮等の取組みを実施しました。
2. 各業種別ガイドラインの規定、コロナ社会を生き抜く行動指針の内容を確認・順守し、感染防止対策を実施しています。また「新型コロナウイルス対策実施店舗向けステッカー」を取得し、店頭等に掲示しています。
3. 申請受付要項の内容を確認しており、申請書及び添付資料に記載した情報に偽りはありません。また、業種に係る営業に必要な許可等を全て有しており、それを証明するものを添付しています。
4. 協力金(第4弾)の交付後に申請内容に虚偽等が判明した場合は協力金の返還に応じるとともに、加算金の支払に応じます。
5. 岐阜県から申請内容及び審査に関する調査・報告・是正のための依頼・措置の求めがあった場合は、これに応じます。
6. 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、岐阜県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団等が、申請事業者の経営に事実上参画していません。
7. 申請内容に不正があった場合など必要がある場合には、協力金の支給を受けた事業者名、対象店舗等の情報が公表されることに同意します。
8. 申請書類に記載された情報は、必要に応じて行政機関(税務当局、警察署、保健所等)に提供することに同意します。

【署名欄】

署名年月日 年 月 日

所在地(個人事業主の場合は自宅住所)

申請事業者名

代表者役職・氏名

様式1 (表面)・記入要領

第4弾 (R3年2月8日~R3年3月7日分)

①記入日

受付期間内の日付で申請書を作成した日にちを記入してください。

① 年 月 日

③所在地・申請事業者名

所在地は個人事業者の場合は事業所の住所を記入してください。
 申請事業者名は、法人の場合は法人名を、個人の場合は個人事業者名を記入してください。
 法人は代表者印を押印してください。

岐阜県知事 様

	第2弾	第3弾	所在地 (法人は本社所在地・個人は住む店舗所在地)
協力金申請有無	有・無	有・無	〒
上記「有」の場合の種別	店	店	フリガナ
			名称
			代表者役職
			フリガナ
			(代表者)氏名

②協力金 (第2・3弾) 提出状況

協力金第2弾 (12/18~1/11 もしくは 12/25~1/11) 及び第3弾 (1/12~2/7 もしくは 1/16~2/7) を申請した場合は、「有」に○をつけ、申請済店舗数を記入してください。第2・3弾を申請していない場合は「無」に○をつけてください。

④法人番号

法人の場合はチェックの上、13桁の法人番号を必ず記入してください。

⑤個人事業者の自宅住所、生年月日

個人の場合で、上記住所と異なる場合はご自宅の住所を記入してください。
 生年月日は西暦で記入して下さい。

⑤ 種別 (必ずしも選択) 個人事業者

個人事業者の自宅住所 (上記所在地と異なる場合) (※1)

生年月日 (西暦) 年

⑥ 担当者名及び日中の連絡先 (※2)

所 属 部 署

フリガナ

氏 名

連 絡 先

TEL/携帯電話号

⑥担当者及び日中の連絡先

日中連絡が取れる方のお名前と電話番号を記入してください。

※1) 本人確認書類と同じ住所を記入ください。
 ※2) 法人及び個人事業主いずれも本申請に関して問合せ対応できる方をご記入ください。

2 協力金支給申請額

該当する申請店舗数・申請金額をご記入ください。(下記の⑦~⑩の店舗は)

営業時間短縮期間別	申請店舗数	申請金額
⑦ R3. 2/8~2/28 (21日間)	×	126万円 =
⑧ R3. 3/1~3/7 (7日間)	×	28万円 =
⑨ R3. 2/8~3/7 (28日間)	×	154万円 =
合 計		

⑦協力金交付申請額

申請期間ごとに対象となる店舗数及び申請金額を記入ください。また、それぞれ合計数字も記入して下さい。
 なお、⑦~⑩の店舗は二重計上 (重複) できませんので、ご注意ください。
 (重複計上されますと二重申請とみなす場合があります)

※以下事務関係記録のための記載不要

⑦支給対象店舗数	店	交付決定額
⑧支給対象店舗数	店	交付決定額
⑨支給対象店舗数	店	交付決定額

⑦

様式1 (裏面)・記入要領

⑧

⑧ 振込先 (通帳等に記載のとおり正確に記入してください。)

金融機関名	銀行・金融機関					
支店名	本店・支店 ※ゆうちょ銀行の場合は「ゆうちょ銀行」を記入してください。					
預金種類 (該当に○)	1 普通	2 当座	3 定期	4 貯蓄	5 零存整取	6 定期貯蓄
口座番号						
(フリガナ) 口座名義人						

⑧振込先
必ず申請者名義の口座を指定してください。

- ・法人の場合は、当該法人の口座に限ります。
- ・預金通帳等表紙裏面のカナ口座名義人を転記してください。
- ・ゆうちょ銀行の場合は3桁の店番を支店名欄に記入してください。

※過去に出した場合でも、審査を迅速にするため改めて記入してください。

※口座番号が6桁以下の場合、始めに「0」を記載してください。
※必ず申請者名義の口座を指定してください。(申請者が法人の場合は当該法人、個人事業者の場合は当該個人の口座に限ります。)

⑨

⑨ 通帳の写し貼り付け欄

下記に通帳の写し (表紙をめくった見開きページ全体) を貼り付けてください。

通帳の写し貼付欄

⑨通帳の写し貼り付け欄
必ず通帳等表紙の裏面 (表紙をめくった見開きページ全体) をコピーの上、剥がれないようにのり等で貼付してください。

※過去に提出した場合でも、審査を迅速にするため改めて貼付してください。

別表 1-2 (申請必要書類 一覧チェック表)・記入要領

別表 1-2

申請必要書類 一覧チェック表

※申請必要書類ではない書類でも、追加で提出をお願いします。

⑩

⑩申請書類チェック表

第2弾又は第3弾から継続申請される方は提出書類の一部を省略することができます。

- ・必ず本申請書と一緒に同封のうえ提出してください。
- ・チェック欄すべてにチェックが入っているか、予め内容物をご確認ください。
- ・直近の経理帳簿（現金出納簿等）については、直近3か月である1月～3月までのものを提出してください。
※第2弾又は第3弾で提出いただいてから一定期間が経過しているため、改めての提出にご協力をお願いします。
- ・業種に係る営業に必要な許可証について、第2弾又は第3弾で提出いただいてから一定期間が経過しているため有効期間が切れている場合があります。有効期間をご確認のうえ、お手数ですが改めての提出にご協力をお願いします。
- ・申請者ごとに必要な書類と、店舗ごとに必要な書類がありますので、都度ご確認に活用ください。
- ・申請書類に不備がありますと、申請を受け付けられませんので、予めご了承ください。

既存申請の方	新規申請の方
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
下記にチェック	↓下記にチェック
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
-	<input type="checkbox"/>
-	<input type="checkbox"/>

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9 営業活動を行っていることがわかる書類（様式3の4枚目） ・直近3か月（1～3月）程度の経理帳簿（現金出納簿等）	<input type="checkbox"/>
10 感染拡大予防等について（様式3の5枚目） ステッカー取得し掲示していることを証明する写真	<input type="checkbox"/>
11 業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることがわかる書類 ※要請期間中に有効な許可証の写し	<input type="checkbox"/>
12 感染防止対策マニュアル（今回新たに作成する場合のみ） 注）接待を伴う飲食店、カラオケ、ライブハウスに該当する場合のみ提出が必要です。	<input type="checkbox"/>

様式2・記入要領

⑪申請事業者名

様式1に記載した申請者名を記入ください。

⑫店舗名および店舗の所在地
営業時間短縮等を行う店舗の名称とその住所を記入ください。
※本様式は1店舗につき1枚の提出が必要です。

⑬従前の営業時間、酒類の提供

従前（要請前）の営業時間を記入して下さい。併せてそれを証明する資料（様式3）を提出してください。また第2弾、第3弾の時短対象期間の時短状況について、いずれかに☑チェックし、その店舗が酒類を提供している店舗かどうか、いずれかに☑チェックを記入ください。酒類を提供している店舗の場合はその提供時間を記入して下さい。

⑫		⑪		⑬	
店舗名		申請事業者名		従前営業時間 AM・PM 時 分～ AM・PM 時 分	
住所		酒類の提供の有無 <input type="checkbox"/> 有(※2) <input type="checkbox"/> 無し		⑬R. 12/18～R3. 1/11	
		Q. 対象期間全てにおいて、11:00～19:00 (3/1～3/7は20:00まで)の間へ酒類の提供時間を短縮(休業、営業時間の短縮、終日酒類を提供しない場合を含む)しましたか?		<input type="checkbox"/> 時短 / <input type="checkbox"/> 休業	
⑭		⑮		⑯	
2/8～2/28の短縮等期間中(短縮後)の営業時間及び酒類の提供時間(※3)		3/1～3/7の営業時間及び酒類の提供時間(※4又は※5の店舗)		⑭営業時間(2/8～2/28)	
月 日 ～ 月 日		月 日 ～ 月 日		2/8～2/28の短縮後の営業時間の記入と時短・休業の☑チェックを記入して下さい。併せてそれを証明する資料様式3(2枚目)を提出して下さい。	
営業時間 AM・PM 時 分～ AM・PM 時 分		営業時間 AM・PM 時 分～ AM・PM 時 分			
(うち酒類の提供時間AM・PM 時 分～AM・PM 時 分)		(うち酒類の提供時間AM・PM 時 分～AM・PM 時 分)			
⑰		⑱			
3/8以降の通常営業時間(※5)		営業時間 AM・PM 時 分～AM・PM 時 分(現在休業中、再開予定日		⑱営業時間(3/1～3/7)	
				3/1～3/7の短縮後の営業時間の記入と時短・休業の☑チェックを記入して下さい。併せてそれを証明する資料様式3(2枚目)を2/8～2/28の分とともに提出して下さい。	

⑰営業時間(3/8～)

営業時間短縮等要請期間終了後、現在の通常営業時間を記入して下さい。3/8以降現在も休業中の場合は、欄右端に再開予定日を記入して下さい。

- ※1 店舗ごとに短縮等前の営業時間等を記入して下さい。また、それを証明する資料を添付して下さい。
- ※2 酒類を提供している店舗にのみ記入して下さい。
- ※3 店舗ごとに記入して下さい。
- ※4 第2弾、第3弾の時短対象期間に限り適用されます。
- ※5 現在も休業中の店舗にのみ記入して下さい。

様式3 (1枚目) 外観・内観写真・作成要領

①7

店舗名

第4弾 (R3年2月8日~R3年3月7日)

様式3 (1枚目)

※様式2の店舗名

注意: この用紙にとれないように資料・写真等をのり付けして添付してください。
貼り切れない場合は必要に応じコピーして作成してください。
複数店舗を有する場合は、店舗ごとそれぞれ作成してください。

1 外景写真 (屋号等わかるもの)

2 内景写真 (内部全体が)

しっかりのり付けしてください。

(A4プリントの場合は、そのまま本紙とともに
ホッチキス止めしてください)

しっかりのり付けしてください。

(A4プリントの場合は、そのまま本紙とともに
ホッチキス止めしてください)

①7店舗名、外景・内景写真

様式2で記載した店舗ごと (1店舗につきそれぞれ) に店舗名を記入いただき、下欄に必要な写真を添付してください。

「外景写真」: 店舗名及び屋号等が明確に分かるように、できるだけ外観全体を含めて写真を撮ってください。

「内景写真」: 店舗内全体が含まれるように写真を撮ってください。

資料を貼付する場合は、とれないようにしっかりのり付け又はホッチキス止めしてください。

様式3（2枚目）営業時間（通常・時短後等）・作成要領

⑱

店舗名

※様式2の店舗

注意：この用紙にとれない様に写真等をのり付けして添付してください。
 貼り切れない場合は必要に応じコピーして作成してください。
 複数店舗を有する場合は、店舗ごとそれぞれ作成してください。

3 営業時間短縮前（通常営業時間がわかる写真等）

4 営業時間短縮後（告

しっかりのり付けしてください。

（A4プリントの場合は、そのまま本紙とともに
 ホッチキス止めしてください）



しっかりのり付けしてください。

（A4プリントの場合は、そのまま本紙とともに
 ホッチキス止めしてください）

⑱店舗名・営業時間（通常・時短後等）

様式2及び様式3（1枚目）に記載した店舗ごと（1店舗につきそれぞれ）に店舗名を記入いただき、下欄に必要な資料（明確に分かるもの）を添付してください。

「営業時間短縮前」：店頭看板や入口など、時間短縮前通常の営業時間が分かる資料等を添付してください。

「営業時間短縮後」：時短要請後の営業時間が分かる資料を添付してください。

資料を貼付する場合は、とれないようにしっかりとりのり付け又はホッチキス止めしてください。

様式3（3枚目）酒類の提供時間の証明・作成要領

第4弾 (R3年2月8日~R3年3月7日分)

様式3 (3枚目)

①9

店舗名

※様式2の店舗名と同一

注意：この用紙にとれない様に写真等をのり付けして添付してください。
貼り切れない場合は必要に応じてコピーして作成してください。
複数店舗を有する場合は、店舗ごとそれぞれ作成してください。

5 酒類の提供を2月8日（月）から2月28日（日）までは11:00から19:00までとしたこと、
3月7日（日）までは11:00から20:00までとしたことを証明するもの（店内告知写真等）

②0

しっかりのり付けしてください。

(A4プリントの場合は、そのまま本紙とともに
ホッチキス止めしてください)

しっかりのり付けしてください。

(A4プリントの場合は、そのまま本紙とともに
ホッチキス止めしてください)

①9店舗名 及び ②0時短を証明するもの

様式2及び様式3（1枚目）で記載した店舗ごと（1店舗につきそれぞれ）に店舗名を記入いただき、酒類の提供を行う飲食店の場合、酒類の提供を11:00～19:00（3/1～3/7は～20:00）までとしたことを証明する店内告知写真等（明確に分かるもの）を添付してください。

資料を貼付する場合は、とれないようにしっかりのり付け又はホッチキス止めしてください。

様式3（4枚目）時短営業中の・記入要領

第4弾（R3年2月8日～R3年3月7日分）

様式3（4枚目）

②1

店舗名

※様式2の店舗名

②1店舗名

様式2及び様式3（1枚目）で記載した店舗ごと（1店舗につきそれぞれ）に店舗名を記入ください。

注意：この用紙にとれない様に帳簿等の写しを添付してください。
貼り切れない場合は必要に応じコピーして作成してください。
複数店舗を有する場合は、店舗ごとそれぞれ作成してください。

6 直近3か月（1～3月）程度の経理帳簿（現金出納簿等）の写しを、この様式と一緒にとじて提出してください。

②2

1月から3月の経理帳簿の写し

そのまま本紙とともにホッチキス

②2 1～3月中に実施した時短期間中の売上帳簿等

直近3か月（1～3月分）の売上と支出が分かる経費支出（現金出納簿等）の写しを添付してください。

※時短要請から一定期間経過しておりますので、令和3年1月から3月までの帳簿の写しを提出してください。

資料を貼付する場合は、とれないように本様式とともにホッチキス止めしてください。

様式3 (5枚目)・記入要領

第4弾 (R3年2月8日~R3年3月7日分)

様式3 (5枚目)

感染拡大予防等について

②3

店舗名

※様式2の店舗名と記載を合わせてください。

注意：この用紙にとれない様に写真等をのり付けして添付してください。
貼り切れない場合は必要に応じコピーして作成してください。
複数店舗を有する場合は、店舗ごとそれぞれ作成してください。

②3店舗名

様式2及び様式3 (1枚目)で記載した店舗ごと (1店舗につきそれぞれ) に店舗名を記入ください。

②4

7 感染拡大予防に向けた各種ガイドライン等に基づく感染防止対策

※次の全てにチェックが無い場合は支給されません。

- 各業種別ガイドラインに基づく感染防止対策を実施しています。
- コロナ社会を生き抜く行動指針を遵守しています。
- 「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」を取得し掲示しています。

②4感染防止対策の実施状況

各種ガイドラインや行動指針の内容を確認し、対策を取っていただければチェックを入れてください。

なお、全てチェックが入っていない場合は協力金の支給がされない場合がありますのご注意ください。

②5

8 「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」を取得していること
の (店頭・店内にステッカーを掲示している写真等)

しっかりとのり付けしてください。

(A4プリントの場合は、そのまま本紙とともにホッチキス止めしてください)

②5ステッカー貼付写真

店頭等、お客様に見えるように貼付し営業している状況が明らかに分かるよう撮影し、その写真を添付してください。

②6

9 感染防止対策マニュアルの提出

- | | |
|--|-------------------------------------|
| (1) 当該店舗は、接待を伴う飲食店 (キャバクラ・ホストクラブ等)・カラオケ店・ライブハウスの店舗ですか? | (2) その店舗マニュアルを提出していますか? |
| <input type="checkbox"/> はい (右欄も回答をお願いします) | <input type="checkbox"/> はい |
| <input type="checkbox"/> いいえ (右欄の回答は必要ありません) | <input type="checkbox"/> 今回提出していません |

②6感染症防止対策マニュアル

・接待を伴う飲食店・カラオケ店・ライブハウスの場合はいずれかにチェックを入れてください。
・上記店舗の場合は感染症防止対策マニュアルの提出が支給条件となっておりますので、提出済みの場合、右欄にチェックを入れてください。入らない場合は、コールセンターまでお問い合わせください。

様式4・記入要領

第4弾 (R3年2月8日~R3年3月7日分)

様式4

岐阜県知事 様

誓約書

岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第4弾)の交付申請にあたり、次のとおり誓約します。

1. 申請書様式2に記載の各店舗において、該当する営業時間短縮要請の全ての期間に営業時間短縮等の取組みを実施しました。
2. 各業種別ガイドラインの規定、コロナ社会を生き抜く行動指針の内容を確認・順守し、感染防止対策を実施しています。また「新型コロナウイルス対策実施店舗向けステッカー」を取得し、店頭等に掲示しています。
3. 申請受付要項の内容を確認しており、申請書及び添付資料に記載した情報に偽りはありません。また、業種に係る営業に必要な許可等を全て有しておりそれを証明するものを添付しています。
4. 協力金(第4弾)の交付後に申請内容に不備が発見された場合は、返還に応じるとともに、加算金の支払に応じます。
5. 岐阜県から申請内容及び審査に関する調査・報告を受けるための依頼・措置の求めがあった場合は、これに応じます。
6. 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他関係者は、岐阜県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団等関係者でも該当しません。また、上記の暴力団、暴力団関係者及び暴力団関係者の経営に事実上参画していません。
7. 申請内容に不正があった場合など必要が認められる場合には、協力金を受けた事業者名、対象店舗等の情報が公表されることに同意します。
8. 申請書類に記載された情報は、必要に応じて行政機関(警察、消防、保健所等)に提供することに同意します。

㉗署名年月日

受付期間内の日付で、誓約書を作成した日にちを記入してください。

㉘所在地

法人の場合は会社の所在地を、個人事業者の場合は自宅住所を記入してください。

㉙申請事業者名

法人の場合は、法人名を記入してください。個人事業者の場合は記入しないでください。

【署名欄】

㉗

署名年月日 年

㉘

所在地(個人事業主の場合は自宅住所)

㉙

申請事業者名

㉚

代表者役職・氏名

㉚代表者役職・氏名

個人事業者の場合は、個人事業者名を記入して下さい。